

放課後等デイサービス事業所 幸愛 料金表

・給付費の根拠となる単価について①

利用料金の算定根拠となる単価一覧です。

(請求処理において保護者様実費負担額を計算し、利用翌月 10 日までに総利用料金を確定します)

※地域区分^(注) (大野城市 6 級地) 10.36 円 (平成 30～令和 2 年度)

| 項目 | 区分等 | 定員 10 名 | 制度の概要 |
|----------------------------|----------|----------|---|
| 基本単価 (平日) (指標非該当事業所) | 2-1 | 612 単位/日 | 平日/3 時間以上のサービス提供時間 |
| 基本単価 (学校休業日) (指標非該当事業所) | 2 | 730 単位/日 | 学校休業日 |
| 児童指導員等加配加算 I | 理学療法士等 | 209 単位/日 | 基準となる人員数に加えて従業者を 1 人以上配置した場合。 |
| | 児童指導員等 | 155 単位/日 | |
| | その他従業者 | 91 単位/日 | |
| 有資格者配置 | 平日 | 9 単位/日 | サービス提供時間を通して、有資格者を配置した場合。(児童指導員、保育士等) |
| | 学校休業日 | 12 単位/日 | |
| 福祉専門職員配置等加算 | Ⅲ | 6 単位/日 | 直接処遇職員としての常勤職員のうち、勤続 3 年以上の従業者が 30% 以上。 |
| 欠席時対応加算 | 月に 4 回まで | 94 単位/回 | 当日、前日、前々日までに急病等により利用を中止した場合、当該就学児または家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、就学児の状況や相談援助の内容を記録する。 |

(注) 地域区分とは、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の障がい児通所支援給付費の配分方法を調整するために設けられた区分です。平成 30 年度報酬改定以降「1 級地・2 級地・3 級地・4 級地・5 級地・6 級地・7 級地・その他」の 8 区分となりました。

※金額は 1 級地区分が最も高く、その他区分が最も低くなります。

・給付費の根拠となる単価について②

利用料金の算定根拠となる単価一覧の続きです。事前のアセスメントに基づき個別支援計画を作成したのち、支援いたします。

| 項目 | 区分等 | 定員 10 名以下 | 制度の概要 |
|---------------|------------|-----------|--|
| 送迎加算 | 片道 | 54 単位/回 | 原則自宅⇄学校間のご対応。 |
| 利用者負担上限額管理加算 | 1 ヶ月 | 150 単位/月 | 他事業所とかけもちをしており、弊所が利用料金調整事務を行う場合。 |
| 事業所内相談支援加算 | 月 1 回 | 35 単位/月 | 個別支援計画書に定め、事業所等で利用者に対する相談援助を行った場合。月 1 回まで算定。 |
| 家庭連携加算 | 1 時間未満 | 187 単位/回 | 個別支援計画書に定め、利用者居宅を訪問して相談援助を行った場合。月 2 回まで算定。 |
| | 1 時間以上 | 280 単位/回 | |
| 訪問支援特別加算 | 1 時間未満 | 187 単位/回 | 個別支援計画書に定め、5 日間連続して事業所を利用しなかった際に、利用者居宅を訪問して相談援助を行った場合。月 2 回まで算定。 |
| | 1 時間以上 | 280 単位/回 | |
| 関係機関連携加算 | 学校・企業など | 200 単位/月 | 関係機関と連絡調整をして個別支援計画や連絡調整等を行った場合。月 1 回まで算定。 |
| 強度行動支援障害児支援加算 | 1 回 | 155 単位/日 | 強度行動支援研修受講者を配置のもと、当該児童を支援した場合に算定。 |
| 保育・教育等移行支援加算 | 1 施設 1 回のみ | 500 単位/回 | 利用者が地域において保育・教育を受けられるよう支援を行い、事業所を退所して保育所、放課後児童クラブ等に通うようになった場合。 |
| 処遇改善加算 | I | 8.1% | 職員の処遇を改善する体制と整えている場合に、達成要件に応じて算定。 |

利用料金に関してご不明な点等があった場合は、直接または下記連絡先担当までお尋ね下さい。

株式会社 幸愛
 放課後等デイサービス事業所 幸愛
 福岡県大野城市若草二丁目22-6
 電話：092-595-7562
 ファックス：092-595-7563
 (月曜日～金曜日 10:00～19:00)
 担当：浅川武彦